

諮問庁：国土交通大臣

諮問日：令和7年1月6日（令和7年（行情）諮問第6号）

答申日：令和7年3月26日（令和6年度（行情）答申第1089号）

事件名：特定日特定時頃に特定公園で加熱式タバコを喫煙していた職員とされる個人が当該時間帯において職務専念義務がなかったことが分かる文書の不開示決定に関する件

答 申 書

第1 審査会の結論

別紙に掲げる文書（以下「本件対象文書」という。）につき、開示請求に形式上の不備があるとして不開示とした決定について、諮問庁がその存否を明らかにしないで開示請求を拒否すべきとしていることについては、妥当である。

第2 審査請求人の主張の要旨

1 審査請求の趣旨

行政機関の保有する情報の公開に関する法律（以下「法」という。）3条の規定に基づく開示請求に対し、令和6年5月7日付け国近整総情第167号により近畿地方整備局長（以下「処分庁」という。）が行った不開示決定（以下「原処分」という。）について、その取消しを求める。

2 審査請求の理由

審査請求人が主張する審査請求の理由は、審査請求書の記載によると、おおむね以下のとおりである。

開示を求める。

形式上の不備はないため。

第3 諮問庁の説明の要旨

1 本件審査請求について

本件開示請求は、法4条1項に基づき、令和6年4月4日付けで、処分庁に対して本件対象文書の開示を求めたものである。

これを受け、処分庁は、令和6年5月7日付け国近整総情第167号により本件対象文書を不開示とする決定（原処分）をした。

審査請求人は、令和6年7月23日付けで、国土交通大臣に対し、原処分の取消しを求め、本件審査請求を提起した。

2 審査請求人の主張について

（略：上記第2の2に同じ。）

3 原処分に対する諮問庁の考え方

（1）本件開示請求について

本件開示請求は、本件対象文書の開示を求めたものである。

これに対し処分庁は、原処分により、対象となる行政文書は特定できず、形式上の不備があることを理由に、不開示とする決定をした。

審査請求人は、審査請求書において、上記2のとおり原処分の取消しを求めていると解されることから、以下、原処分の妥当性について検討する。

(2) 原処分の妥当性について

ア 本件開示請求は、行政文書開示請求書に、審査請求人が職員であると判断した個人の顔が識別可能な画像として添付されており、特定日特定時頃に特定公園で加熱式たばこを喫煙していた個人について、当該時間帯において職務専義務違反がなかったことが分かる文書の開示を求めるものである。そうすると、本件対象文書の存否を答えることは、画像から個人が識別されることとなる当該個人が特定日特定時頃に特定公園で加熱式たばこを喫煙していたという事実の有無（以下「本件存否情報」という。）を明らかにするものである。

イ 本件存否情報は、法5条1号本文前段に規定する個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものに該当すると認められる。したがって、本件開示請求については、本件対象文書の存否を答えるだけで、法5条1号の不開示情報を開示することになるため、本来、法8条の規定により開示請求を拒否すべきものであったと認められる。

ウ 処分庁に近畿地方整備局の業務遂行の常態として、本件存否情報に係る行動の必要性について確認したところ、所管事務の観点から本件存否情報に合致するような様態で業務を実施する必要性はないとのことであった。本件存否情報は、法令の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報とは認められず、同号ただし書イには該当せず、同号ただし書ハに該当する事情も認められない。また、人の生命、健康、生活又は財産を保護するために、何人にも開示することが必要な情報であるとは考えられないことから、同号ただし書ロに該当する事情も認められない。

エ 処分庁は、原処分について、開示請求書に個人の顔が識別できる写真が添付されてはいるものの、その個人について、職員と断定するに当たる氏名や所属部署が示されていないことから、職員であるか否か及び文書の特定が不可能であるため、「対象となる行政文書は特定出来ず、形式上の不備のため不開示とする」との理由により不開示としたと主張する。

オ 本件審査請求を受け、諮問庁から改めて本件対象文書の写真の者の特定について尋ねたところ、処分庁は、以下のとおり回答した。

(ア) 近畿地方整備局の情報公開業務の取りまとめ部署である総務部総務課において、添付写真を含めた開示請求書の内容だけでは氏名や所属組織が示されていないことから、この人物が職員であるとは特定できなかった。

(イ) そこで、近畿地方整備局に所属する職員の管理を行う総務部人事課に開示請求書添付の写真の人物の確認を依頼したところ、同課職員が添付の写真を持参し、近畿地方整備局の各部筆頭課職員に口頭で確認依頼をした。

(ウ) なお、確認依頼の結果については、本件存否情報が明らかとなるものである。

カ 以上のことから、処分庁において、本件開示請求に対し形式上の不備があり、本件対象文書を特定することが困難であるとして不開示とした決定については、諮問庁において、本件対象文書が存在しているかを答えるだけで法5条1号の不開示情報を開示することになるため、本来、法8条の規定により、その存否を明らかにしないで開示請求を拒否すべきであったと改めることとし、本件不開示決定は結論において妥当であると考えます。

4 結論

よって、本件審査請求については、審査請求人の主張は当たらず、原処分は維持されるべきである。

第4 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、調査審議を行った。

- ① 令和7年1月6日 諮問の受理
- ② 同日 諮問庁から理由説明書を收受
- ③ 同年3月6日 審議
- ④ 同月18日 審議

第5 審査会の判断の理由

1 本件開示請求について

本件開示請求は、本件対象文書の開示を求めるものであり、処分庁は、開示請求に形式上の不備があるとして不開示とする原処分を行った。

審査請求人は、原処分の取消しを求めるところ、諮問庁は、本件対象文書の存否を答えるだけで法5条1号の不開示情報を開示することになるため、本来、法8条の規定により開示請求を拒否すべきであったことから、原処分は結論において妥当であるとしているため、以下、本件対象文書の存否応答拒否の妥当性について検討する。

2 存否応答拒否の妥当性について

- (1) 本件開示請求は、行政文書開示請求書に審査請求人が、職員であると判断した個人の顔が識別可能な画像を添付し、当該個人に関し、特定の

公園で加熱式タバコを喫煙していた特定日特定時頃に職務専念義務がなかったことが分かる文書の開示を求めるものであり、本件対象文書の存否を答えることは、画像から個人が識別されることとなる当該個人が特定日特定時頃に特定公園で加熱式タバコを喫煙していたという事実の有無（本件存否情報）を明らかにするものであると認められる。

(2) 本件存否情報は、法5条1号本文前段に規定する個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものに該当すると認められる。

また、法5条1号ただし書該当性に関する諮問庁の説明に特段不自然、不合理な点があるとはいえないことから、本件存否情報は、法令の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報とは認められず、同号ただし書イには該当せず、同号ただし書ロ及びハに該当するとすべき事情も認められない。

(3) したがって、本件開示請求については、本件対象文書の存否を答えるだけで、法5条1号の不開示情報を開示することになるため、本来、法8条の規定により開示請求を拒否すべきものであったと認められる。

3 付言

処分庁は、本件開示請求に形式上の不備があるとして不開示とする原処分を行っているが、当審査会事務局職員をして諮問庁に確認させたところ、処分庁は、審査請求人に対して開示請求の趣旨を確認し、審査請求人が開示を求める条件を満たすと考えられる文書について情報提供を行うといった求補正は行っていない旨説明する。

処分庁は、原処分の過程で、開示請求書に形式上の不備があると認識しているのであるから、法4条2項の規定のとおり、審査請求人に対して補正の参考となる情報を提供するといった対応を執るべきであったと認められる。

処分庁は、今後の対応において、上記の点について留意すべきである。

4 本件不開示決定の妥当性について

以上のことから、本件対象文書につき、開示請求に形式上の不備があるとして不開示とした決定について、諮問庁がその存否を答えるだけで開示することとなる情報は、法5条1号に該当し、その存否を明らかにしないで開示請求を拒否すべきであったとしていることについては、当該情報は同号に該当すると認められるので、妥当であると判断した。

(第5部会)

委員 藤谷俊之、委員 石川千晶、委員 磯部 哲

別紙（本件対象文書）

特定日特定時頃に特定公園で加熱式タバコを喫煙していた職員（添付写真参照）が当該時間帯において職務専念義務がなかったことが分かる文書